

15-2 地域概況調査

地域概況調査では、次の3点を明らかにするために、主として自然景観を対象として、既存資料の収集、空中写真の判読、専門家等へのヒアリング、可視領域解析及び概略踏査を実施する。

①景観の概要

②主要な景観資源、眺望点及び眺望景観の分布及び特性

③景観特性から見た事業地の位置付け

結果は、①については、景観資源及び視点リスト、②については、主要な景観資源、眺望点及び眺望景観の概略分布図及びそれらの特性等の概要表、③については、景観の環境特性図等を作成して取りまとめる。

なお、調査対象地域は、事業地を中心とする概ね20km四方とするが、対象事業の規模、周囲の地形の状況、景観資源及び視点の分布状況、地域の視程等を考慮し、必要に応じて拡大し、又は縮小する。具体的には、周囲の地形の状況から、明らかに視認できる範囲が限定されている場合は、調査対象地域を視認できるところまで縮小する。対象事業の規模が大きく遠距離からも視認可能な場合は、調査対象地域を拡大する。お互いに「見るー見られる」の関係にある注目すべき景観資源及び視点のいずれか一方が、事業地を中心とする概ね20km四方の範囲外に存在する場合は、調査対象地域を関係地域のみに限って拡大する。

1 景観の概要

調査対象地域における主要な景観資源及び視点を資料調査等により抽出・整理して景観資源、眺望点及び眺望景観のリストを作成する。これを元にして概略踏査を行い、調査対象地域の地形及び土地利用の分布、地域の環境を特徴付けている主要な景観資源、主要な視点（車道、歩道、展望地、集落等）、視覚的印象、自然性、地域住民とのかかわり等について説明する。

2 主要な景観資源、眺望点及び眺望景観の分布及び特性

先に作成した主要な景観資源及び視点のリストから、環境保全上主要な景観資源、眺望点及び眺望景観を抽出し、その注目すべき理由（抽出根拠）、概要（規模、内容、利用者数）、環境保全関係の法令指定状況及び情報源等を表にまとめ、合わせてその概略分布図を作成する。

主要な景観資源、眺望点及び眺望景観とは、環境保全関連の法令により指定されているもの、既往の調査により固有性や典型性等の観点から選定されているもの、多数の人々により利用されているもの、事業地からの可視領域解析により事業地を視認できる可能性が高いと判断されるもの、地域住民とのかかわりが特に深いもの等である。

なお、注目すべき視点の抽出に当たっては、集落等地域住民の日常生活において利用される視点についても見落とさないように留意する必要がある。

また、概略分布図は、原則として1/5万程度の縮尺の地形図をベースとして作成することとするが、既存資料の精度が低い場合には、1/20万の縮尺でもやむを得ないこととする。

主要な景観資源・眺望点・眺望景観と保全目標として設定される保全対象との関係

景観資源・眺望点・眺望景観リストに掲げられたすべての景観資源・
眺望点・眺望景観

注目すべき景観資源・眺望点・眺望景観

保全すべき景観資源・眺望点・眺望景観

- 保全すべき景観資源を主要な視対象とする眺め
- 保全すべき眺望景観
- 保全すべき眺望点そのもの

例

地域概況調査によって把握された景観資源及び視点のうち、保全上注目すべき景観資源及び視点として挙げられるものは、図〇〇及び表〇〇に示すとおりである。

3 景観特性から見た事業地の位置付け

「植物編」において取りまとめられた地域類型区分、植生及び土地利用の変遷、地域住民の自然観等を踏まえて、先に取りまとめた景観の概要、注目すべき景観資源、眺望点及び眺望景観の分布とその特性の概要等に基づき、地域の景観特性から見た事業地の位置付けや、事業地と周辺地域との環境面でのかかわりを考慮すべき地域の範囲について、地域環境特性のパターン分類図又は模試図等を作成して説明する。

また、この過程で、環境影響評価を実施していく上で特に留意すべき点が考えられた場合には、取りまとめて付記しておく。

表15－2 地域類型区分の概要

地域類型区分	自然的・社会的特性の概要			保全及び活用方針の概要
	概要	自然性	人口密度	
山地自然地域	・国土全体の生態系からみると骨格となる地域	高い ↑	低い ↑	・原生的な自然や優れた自然を的確に保全 ・自然体験型の自然との触れ合いの場や研究の場として活用
里地自然地域	・農林水産業などの様々な人間の働き掛けを通じて環境が形成されてきた地域	—	—	・優れた自然の保全にとどまらず、森林、農地などの持つ環境保全能力を維持 ・雑木林などの二次的自然を適切に管理 ・これらの森林などを自然との触れ合いの場として活用
平地自然地域	・高密度な人間活動が行われている地域	↓ 低い	↓ 高い	・残された自然林や豊かな生物相の維持する湿地などを保全 ・雑木林や屋敷林などの適切な管理、公園緑地などの整備を進めるとともに、身近な自然との触れ合いの場として活用
沿岸地域	・海域及び海岸線	—	—	・優れた自然を的確に保全 ・干潟、藻場などの持つ環境保全能力を維持 ・人と海の自然との触れ合いの場として活用

4 基礎情報の収集・整理

(1) 資料調査

既存資料は、国、県、市町村等の公的機関が発行・公表しているものを基本として収集するが、市販のものや個人・団体等が発行している資料にも有効なデータがあることから、できる限り広くデータを収集するよう努める必要がある。

(2) 専門家等へのヒアリング

専門家等へのヒアリングは既存資料では把握することのできない情報を得るために、既存資料の所在を確認するためにも必要な調査である。ヒアリング対象者としては、近在の大学等の研究者、博物館の学芸員、地方自治体の職員（環境行政担当者、自然保护行政担当者、教育関係者等）、地域の自然愛好家・活動団体・保護団体、観光産業従事者、地元有識者等の中から、適宜協力を得られる範囲内で実施することとなるが、環境影響評価方法書の目的や手続等について事前に丁寧に説明しておくなど、できる限り多くの方々の協力が得られるよう、きめ細かな対応が必要である。

(3) 概略踏査

概略踏査は、資料調査からでは得ることのできない地域環境の質や雰囲気を把握するとともに、資料調査では把握することのできない要素の発見やヒアリングで得られた情報の確認を目的として行うものである。実際に現地を見て、事前に地域特性を肌で感じ取っておくことは、資料調査結果の整理や解釈、調査計画の立案等にとっても必要であり、特に視覚的情報が中心となる「景観」においてはとりわけ重要な調査である。

踏査の範囲は、地域概況調査の対象地域全域とすることが望ましく、事業地及びその近傍については新たな要素の発見やヒアリング結果の確認を主な目的として徒歩により実施し、その他周辺の地域については車両等によって地域環境を概観する